

令和2年6月定例会 環境農林委員会の概要

日時 令和2年6月29日(月) 開会 午前10時
閉会 午後1時37分

場所 第6委員会室

出席委員 内沼博史委員長

権守幸男副委員長

千葉達也委員、岡地優委員、小川真一郎委員、諸井真英委員、小島信昭委員、
金野桃子委員、石川忠義委員、山本正乃委員、秋山文和委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]

小池要子環境部長、安藤宏環境未来局長、田中淑子環境部副部長、
石塚智弘参事兼エネルギー環境課長、佐藤卓史環境政策課長、
松井明彦温暖化対策課長、宮原正行大気環境課長、酒井辰夫水環境課長、
山井毅産業廃棄物指導課長、佐々木亨資源循環推進課長、
島田厚みどり自然課長

[農林部関係]

強瀬道男農林部長、野口典孝農林部副部長、小畑幹農林部副部長、
根岸章王食品安全局長、西村恵太農業政策課長、
横塚正一農業ビジネス支援課長、片桐徹也農産物安全課長、
野澤裕子畜産安全課長、野口雄一郎農業支援課長、田邊虎男生産振興課長、
佐野且哉森づくり課長、稲場康仁農村整備課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第88号	令和2年度埼玉県一般会計補正予算(第5号)のうち農林部関係	原案可決
第91号	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第97号	令和2年度埼玉県一般会計補正予算(第6号)のうち農林部関係	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第3号	台風・集中豪雨シーズンを前に除去土壌等の安全管理を徹底することを求める請願	不採択

所管事務調査(農林部関係)

土地改良区の施設管理について

報告事項

1 環境部関係

- (1) 指定管理者に係る令和元年度事業報告書及び令和2年度事業計画書について
- (2) 令和2年度における指定管理者の選定について
- (3) 市民共同発電事業について

2 農林部関係

- (1) 指定管理者に係る令和元年度事業報告書及び令和2年度事業計画書について
- (2) 令和2年度における指定管理者の選定について

【付託議案に対する質疑（農林部関係）】

千葉委員

- 1 畜産振興対策事業の実施により、在庫や供給状況がどの程度改善されるのか。
- 2 事前に県内の学校に希望を調査したが、県内1, 279校のうち希望校は569校と半数に満たなかった理由は何か。
- 3 和牛を提供する給食について、調理方法の説明は行ったのか。
- 4 新型コロナウイルスの感染拡大は和牛以外の食品関連事業者にも影響を及ぼしていると思うが、その他の食材について検討したのか。
- 5 ネット販売対策支援事業について、Eコマースを立ち上げてネット販売を支援するとあるが、サイトを外部企業に委託制作する場合もこの事業が適用になるのか。
- 6 埼玉県ホームページに掲載することで、信用性は大きく担保されると思うが、現在無数にあるEコマースサイトに掲載する場合との比較については検討したのか。検討したのであれば、どの程度の有効性を確認しているのか。
- 7 売上減少品目等について、購入時30パーセントオフとあるが、このサービスは全ての品目に該当するのか。また、30パーセントオフ等のキャンペーンを、どのような方法でPRするのか。
- 8 埼玉県産農産物緊急応援キャンペーン事業について、具体的な事業内容が少し分かりにくいので、もう少し説明していただきたい。

畜産安全課長

- 1 牛肉供給量は62, 238キログラムを予定しており、これは和牛の頭数に換算すると197頭分となる。和牛の県内年間出荷頭数4, 335頭に占める割合は4.5パーセントとなる。この事業で少しでも在庫を解消することで、生産農家からの安定供給と価格低下の解消につながると考えている。
- 2 牛肉は比較的高価であり、通常、学校給食には使用されていないことと、事前に調査を行った4月は新型コロナウイルスの影響で学校休校中であり、新たなメニューの作成や既に決定しているメニューへの組み込みが難しいなどの理由である。
また、東日本大震災による放射能汚染や平成13年のBSE発生を契機として、学校給食への牛肉の使用を控えているとの理由もあった。
- 3 給食は、栄養士がカロリー計算や栄養バランス、アレルギーのある子供への対応を考えてメニューを決めているため、こちらから調理方法の説明はしていない。
- 4 国の要領上、牛肉と地鶏肉が本事業の対象である。本県の地鶏はタマシャモであるが、生産者に確認したところ生産量が少なく数十万食の供給は困難なため、対象から外れた。
要領では、ほかの品目を追加できるが、卸売価格又は販売価格が前年同月に比べて20パーセント低下していること及び在庫数量が前年同月に比べて20パーセント増加していることが要件となっており、ほかの畜産物では該当するものはなかった。

農業ビジネス支援課長

- 5 ECサイトの立ち上げの支援として実施する研修会においては、ネットショップの立ち上げや売れる商品づくり、誘客方法などについて学ぶ研修を実施する。ネットショップの立ち上げ方法については、生産者が自らネットショップを立ち上げる方法だけでなく、楽天やヤフーのような民間企業が運営するネットショッピングに参加する方法も

学んでいただく。このため、研修の対象者は、サイトを外部企業に委託して制作することを検討している生産者も対象としている。なお、研修を契機にネットショップを新たに始める方については、ネットショップの制作に要する費用が補助対象となっている国の2次補正の経営継続補助金が活用できることになっているので、その事業を推進していきたいと考えている。

- 6 割引キャンペーンの実施を予算要求するに当たり、二つの方法を検討した。一つ目は、楽天やヤフーなど既存の民間企業のショッピングモール上に、埼玉県の農産物を販売するショップを開設し、そのショップにおいて割引キャンペーンを実施する方法。二つ目は、個々の生産者サイトで割引キャンペーンを展開して、県ホームページに各生産者のサイトのリンク集を作成し、キャンペーンを展開する方法である。二つの方法について費用を比較したところ、民間企業のサイトにショップを設置する場合は、約9,000万円の費用がかかることが分かった。一方、県ホームページ等で集約する場合は、約4,700万円であった。また、民間のサイトを活用した場合には、開設費のほかに、生産者の登録料や月額使用料が必要となり、既に個人でネットショッピングを展開している生産者の参加が難しくなるのではないかとすることも考えた。さらに、民間サイトでは、キャンペーン期間が終了した時点でサイトが無くなってしまいが、県のホームページに掲載した場合、引き続き生産者のECサイトを掲載することにより、県産農産物の販売促進を図ることができると考えている。このことから、最終的に県のホームページにリンク集を作成する方法を選択した。なお、現在、既に県のホームページ上に「お取り寄せ埼玉県産農産物応援サイト」を開設しているが、約1か月で約4万件を超えるアクセスがあり、消費者の関心が高いものと感じている。県ホームページを活用して県産農産物の消費喚起を促し、販路拡大につなげていけるよう、割引キャンペーンを県内外に広くPRしていきたいと考えている。
- 7 今回のキャンペーンの対象品目については、県内で生産され、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年2月以降に出荷・販売の実績があり、売上や価格、販売数量、観光農園の来園者数のいずれかが前年同月比20パーセント以上減少したといった基準を満たした品目としている。現時点でこの基準を満たしている品目は、「花き」、「茶」、「牛肉」、「彩の国黒豚」、「タマシャモ」、「6次産業化商品」、「観光農園において生産されたイチゴ」の7品目となっている。キャンペーンのPR方法であるが、県広報紙「彩の国だより」をはじめ、埼玉農産物を紹介する埼玉農産物ポータルサイト「SAITAMAわっしょい」やインスタグラム、県公式アプリ「ポケットブックまいたま」等、様々なところで情報発信し、キャンペーンをPRしていきたいと考えている。さらに、新聞広告やラジオ広告、ヤフーやグーグル、LINE広告、ポスター掲示など広く情報発信し、誘客に結び付ける効果的なPR手法について、今後更に検討していきたい。
- 8 埼玉県産農産物緊急応援キャンペーンの支給方法、確認方法等についてであるが、各店舗で県産農産物を利用したメニューを提供してもらい、そのメニューを注文したお客様に対し、次回使用できる20パーセントの割引券を発行するものである。割引額については1店舗当たり10万円を上限に支援することとしている。県産農産物の購入費は、支援対象品目である「茶」、「牛肉」、「彩の国黒豚」、「タマシャモ」、「6次産業化商品」を食材として購入した際に代金の2分の1、1店舗当たり5万円を上限として支援し、県産花の装飾資金は、店内に県産の花を飾るために購入した際に、代金の2分の1、1店舗当たり2万円を上限として支援するものである。なお、支給方法、確認方法は、割引券については、使用済み割引券と割引した際のレシートの店舗控えを提出する。農産物や花の購入費については、領収書など証拠書類を提出してもらい、それを確認した上

でまとめて飲食店に支払を行うこととしている。

千葉委員

今後、畜産振興対策事業を再度実施する予定はあるか。

畜産安全課長

現時点ではこの事業のみの実施である。

金野委員

- 1 県産和牛肉等を学校給食で使用することを希望している学校は全校の半分以下だが、募集を改めて行うのか。
- 2 新型コロナウイルス感染拡大による消費の落ち込みを支援する、というこの事業の目的は子供や保護者などに周知するのか。

畜産安全課長

- 1 新型コロナウイルス感染拡大により県産畜産物も影響を受けているため、6月に県産畜産物の消費拡大の協力を市町村農政課と教育委員会にお願いした。その際に、牛肉にはBSEや放射能の影響はなく安全である旨を伝えた。学校が再開したこともあり、改めて本事業を実施するかについても希望調査を行った。希望があった市町村と現在、調整を行っている。
- 2 牛肉提供時に合わせて食育教材を配布することとしており、教材に事業目的を盛り込むなどして周知したい。

岡地委員

- 1 CSF対策事業ではどこに施設を整備し、その効果はどうか。
- 2 県内のと畜場の車両消毒機器の整備状況はどうか。
- 3 野生いのしし検査促進費の具体的内容は何か。また、野生いのししの捕獲見込みは何頭か。
- 4 手数料条例改正に係る検査手数料及び注射手数料の今までの実績と今年度の見込件数はどうか。
- 5 条例改正に係る病名の対象となる家畜と県内の飼養頭数はどうか。
- 6 この家畜検査は義務なのか。

畜産安全課長

- 1 熊谷市の県北食肉センター協業組合に車両消毒装置の整備を予定している。今は動力噴霧器で入場車両の消毒を手動で実施しているが、この装置の導入で、センサーにより自動で消毒ができ、更に車両の底面も消毒できるようになるため、病原体の侵入防止の向上が図られる。
- 2 県内には6か所のと畜場があり、そのうち5か所で豚のと畜を実施している。5か所うちの1か所が今回の県北食肉センターで、ほかの4か所のうち2か所は自己資金で対応し、残りの2か所は既に設置済である。
- 3 CSFの野生いのししの感染状況の確認と、経口ワクチンの散布の効果を確認するために、積極的にいのししの捕獲を実施している。捕獲は各地域の猟友会にお願いしているため、本事業は血液を採って運んでもらうなどの掛かり増し経費を補助するものであ

る。また、今年度の捕獲見込みは2, 210頭である。

- 4 ブルセラ病及び結核病は例年2, 200件の実績がある。この病気の検査については清浄化が進んできたため、今年度から全国的にサーベランス検査となっており、今年度の手数料の収入見込みはない。また、ほかの検査については県内での発生がないため、実績及び見込みともない。
- 5 ブルセラ病、結核病及びピロプラズマ病については牛、めん羊、鹿、山羊など、家きんサルモネラ感染症及びニューカッスル病は鶏、アヒル、ウズラなどが感染する。県内の飼養頭数について、平成31年度の調査では乳用牛8, 440頭、肉用牛16, 600頭、豚9万4, 900頭、採卵鶏263万羽程度となっている。
- 6 当該検査については、家畜伝染病予防法第5条に基づき知事が命令するものであり、義務である。

岡地委員

CSFの終息にはどのくらいの期間がかかると見込んでいるのか。

畜産安全課長

平成4年に九州で発生したものが前回の最終発生であるが、平成8年から農林水産省が具体的に撲滅対策を開始し、平成18年に全国のワクチン接種を中止、平成19年に国として撲滅宣言を発した。平成27年に「OIE（国際獣疫事務局）」に清浄国として認められた。このときは野生いのししでの感染は確認されていないので、現在とは状況は異なる。野生いのししへ経口ワクチンを投与し、ウイルス量の低減を図っているが、EUの報告では40パーセントから50パーセントの野生いのししが抗体を保有すると感染拡大が抑止され、60パーセントで撲滅に向かうとされている。このことから、今回のCSFの清浄化にはかなりの期間が必要であると考えている。

秋山委員

畜産振興対策事業の実施により、父母が負担している給食費の値上げはないか。

畜産安全課長

全額国庫負担のため、学校や保護者に負担はない。

山本委員

埼玉県産農産物緊急応援キャンペーンの実施店舗数及び店舗数の積算根拠はどうなっているのか。

農業ビジネス支援課長

予算上は、できるだけ県内広範囲でキャンペーンを実施したいと考え、県内を8地区に分け、1地区当たり20店舗、県全体では160店舗と積算している。現在、県産農産物を多く使っている飲食店に対し、県産農産物サポート店に登録をいただいている。その中で、通年で県産農産物を使用している店舗が約384店舗あるので、そこを中心にキャンペーンの参加を推進していきたいと考えている。

山本委員

このキャンペーンの希望店舗が予定した店舗数を超えた場合どうするのか。

農業ビジネス支援課長

当初160店舗を予定しているが、予定数を超過した場合は、上限金額を調整することにより、店舗数を増やしていきたいと考えている。

諸井委員

- 1 牛肉の在庫量に対して、この事業でどのくらいがはけるのか。
- 2 供給するのは県産牛肉で他県の牛肉はないか。
- 3 ネット販売支援事業について、これからECサイトを立ち上げる場合、実際に売り出し、買えるようになるにはタイムラグがどのくらいあると考えているのか。
- 4 ネット販売支援事業の需要はどのくらいあると考えているのか。

畜産安全課長

- 1 和牛の年間出荷頭数は4,335頭で、毎月同じ頭数を出荷したとすると、3月から5月までの出荷頭数は約1,000頭と見込まれ、それに占める割合だと197頭は約20パーセントとなる。
- 2 県産和牛を中心に供給する予定であり、不足する場合は交雑種やホルスタインも供給することができるが、いずれにしても県産牛である。

農業ビジネス支援課長

- 3 ネット販売については、9月から2月までの期間をキャンペーンとして実施することを考えている。生産者の中には、既にECサイトを展開している方もいるので、その方については9月から実施できるが、生産している品目によって開始時期は変わってくることとなり、観光農園のイチゴは12月以降になると思われる。事業実施前に意向調査を行い、研修会後にもう一度意向調査を行う。現在ネット販売を行っていない方は、研修会後に手を挙げてもらうことになるが、希望すれば枠は確保するので、ネットが立ち上がってから販売を開始することと考えている。
- 4 県のホームページのお取り寄せサイトに生産者のサイトが延べ102ほどある。今回の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、ネット通販自体の需要は高まっている。今後とも感染拡大が懸念される中では、ネット販売が重要なツールになると考えているので、ネット販売に取り組む生産者は増えていくと考えている。

【付託議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見（議請第3号）】

小川委員

議請第3号、台風・集中豪雨シーズンを前に除去土壌等の安全管理を徹底することを求める請願について、不採択の立場から発言する。除染により生じた土壌である除去土壌等は、仮置場や現場保管場所等で保管されており、保管に当たっては、放射性物質による人の健康や環境への影響を低減させるため、遮へい等の措置を講じるとともに適切に管理されている。昨年の令和元年東日本台風に伴う大雨により、仮置場から大型土嚢袋の一部が河川に流出したことを受けて、環境省は全ての仮置場について総点検を実施した。さらに、環境省は令和2年3月24日付けで、仮置場及び現場保管場所を対象として、管理・点検

を徹底するよう除去土壌を保管している者に通知を発出するとともに、環境省自身も定期的に調査を実施してフォローしている。県内の除去土壌を保管している三郷市及び吉川市においては、既に万一の水害に備えた安全点検と管理の見直しを行っている。よって、本請願は不採択とするべきと考える。

秋山委員

紹介議員の立場から、採択を主張して発言する。台風シーズンを前にして、洪水による放射能汚染土流出を防ぐための安全確認と管理の徹底を求めるものである。現在、福島県に551か所、福島県外に34か所置かれている。去年の台風第19号で4か所から90袋が流出をして、30袋が未発見となっている。60袋のうち、35袋の中身が流出した。過去にも流出事故があり、再度の事故となった。県内でもホットスポットとなった三郷市、吉川市に除去土壌が46か所、7,284立方メートルが保管されており、江戸川、中川に挟まれているので、万一の水害に備えた安全点検と管理の見直しを求める。環境汚染を心配する住民の願いをお汲み取りいただき、是非採択をお願いする。

金野委員

不採択の立場から発言する。確かに、令和元年10月に福島県において保管されていた東京電力福島第一原発事故の除染で出た廃棄物を収めるフレコンバッグが流出するという事故が起きている。しかしながら、同事故を受け、環境省は令和2年3月に都道府県の除染担当部局担当者に向け、管内の関係市町村に対し、流出防止等対策、仮置場の点検・管理の徹底、定期的な目視点検と必要な補修、災害時の事前措置等の対応、現場保管場所の管理等について対応を求める通知を発出している。基本的にフレコンバッグの管理責任は土地管理者であり、三郷、吉川両市が適切に管理する責任を負うものと考え。また、環境省も三郷、吉川両市で確認を行っている。以上の状況を総合考慮すると、現状において改めて安全確認と管理の徹底を行うよう国に意見書を提出することを求める請願に賛成する理由は乏しく、本請願には賛成しかねるとの結論に至った。

【所管事務に関する質問（土地改良区の施設管理について）】

小島委員

今年の4月29日から、元荒川土地改良区の蓮田市川島のポンプ場の水を汲み始めたが、1週間も経たないうちにポンプの不具合で用水の供給に支障が生じているとの苦情が寄せられている。例えば、元荒川土地改良区では、組合員は毎年、1反当たり5千7百円の賦課金を支払い、田を転用して用水を利用しなくなった場合には1反当たり約47万円の決済金を支払っている。この決済金は特別会計として積み立てられ、元荒川土地改良区の例では20億円近くになっている。土地改良区では、定期的な点検や修繕を行っているが、不具合が生じては修繕することを繰り返している。県では、施設の長寿命化を図る事業も行っているが、耕作者に迷惑が掛からないように更新計画を立てて取り組むことについて土地改良区をどのように指導しているのか。

農村整備課長

決済金は、農地転用により受益農地が減少しても取水堰や農業用水路等の土地改良施設の維持管理費用は減少しないため、転用時に将来負担する予定であった経費を一括徴収するものである。特別会計として積み立て、転用等がなければ本来収入するはずであった各年度の賦課金額の範囲で取り崩し、通常の運営費や維持管理費等に活用されるのが一般的

である。この決済積立金は、必要な場合には、土地改良区の最高意思決定機関である総会、総代会の議決を得ることにより、必要な金額を取り崩して老朽化した土地改良施設の更新等に活用することもでき、実際に活用している土地改良区もある。また、平成30年の土地改良法改正に伴い、原則として土地改良区に令和4事業年度から貸借対照表の作成が義務付けられている。土地改良区ではその準備として管理している施設の資産評価を行っている。この結果、土地改良区が管理する全ての施設の経過年数や減価償却の状況、更新に必要な積立額が「見える化」され、より実態に即した維持管理・更新計画を立てることができるようになる。施設の維持管理・更新計画については、今後、土地改良区自らが検討、決定していくこととなるが、県としても、小島委員の御質問の趣旨を踏まえ、しっかりと土地改良区を指導していく。

小島委員

昭和40年代、50年代に造成、設置した施設は、その都度修繕しながら使い続けることには限界がある。ある一定の経過年数により、施設そのものを更新することが必要ではないか。更新時に一時的に多額の支出になるが、不具合の都度修繕費を掛けて直すことを繰り返すよりも、結果的には費用も安く済むのではないか。施設更新について、経過年数等一定の方針を示すなどして土地改良区を指導できないか。また、土地改良区では、施設の点検や修繕を外注しているが、受注した業者は土日などの休日には対応してくれず、その間、農家は田植ができずに困ってしまう。ライフラインの場合と同様、休みの日にも対応してくれるような契約にできないか。

農村整備課長

施設の更新時期については、毎年度の減価償却に見合ったお金を積み立てておいて、耐用年数がきた時点で交換をしていくというのが基本的な考え方になっている。ただし、施設機械については、きちんと点検をして必要な手を入れていけば、寿命を延ばすこともできる。県では、こうした点も考慮しながら、多くの施設があるので、計画的に順次更新していくよう土地改良区を指導していく。また、農家も兼業化が進み、土日に作業したい方もいると思われる。土地改良区は、組合員である農家の方に農業用水を供給するサービス業を担っているという面もある。農家第一で運営していただくように土地改良区を指導していく。